



この国を

「戦争する国」には

したくありません。

日本国憲法、第9条も96条も

わたしたちは変えさせません。

鳥取県九条の会、やず9条の会、智頭9条の会
鳥取市九条の会、南部九条の会、境港九条の会
よどえ九条の会、九条の会・にちなん、米子九条の会
とっとり中部教職員九条の会、鳥取県中部・九条の会

「九条の会・にちなん」を結成しました

九条の会・にちなん準備会は、6月14日、日南町文化センターにおいて憲法についての講演会を開催し、つづけて参加者全員による総会で正式に「九条の会・にちなん」を結成いたしました。

九条の会・にちなんは、日本国憲法をまもる。とりわけ九条をまもる、この一点に絞って必要な活動を可能なかぎり行うことを申し合わせました。

少なくとも2ヶ月に1回は集まって学習会や講演会を開いて、憲法についての理解を深めるとともに、会員相互が憲法に対する思いを語り合うことなどを予定しています。

日本国憲法について学びたい人、これを大事にしたいと思う人、本会へどんどん参加して下さい。

【呼びかけ人代表】荒金 実(阿毘縁) 87-0416 石田正義(霞) 82-0037 福岡正純(花口) 83-0172

【事務局】日南町霞 1553-1 (石田正義宅)

日本国憲法

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

「九条の会・にちなん」の次回例会は

7月30日(火)

午後6時30分～

日南町文化センター・研修室

日本国憲法の前文、
第9条、96条を読み解く

沖繩全戦没者追悼式(2013年6月23日)で、与那国町立久部良小1年の安里有生(あさと・ゆうき君(6才))が読み上げた詩が反響を呼んでいます。全文を紹介します。

へいわつてすてきだね

へいわつてなにかな。ぼくは、かんがえたよ。おともたちとなかよし。かぞくが、げんき。えがおであそぶ。ねこがわらう。おなががいつぱい。やぎのんびりあるいている。けんかしてもすぐなかなあり。ちよつめいそうがたくさんはえ、よなくにつまが、ヒヒーンとなく。みなとには、フェリーがとまっていて、うみには、かめやかじきがおよいでいる。やさしいところがにじになる。へいわつていいね。へいわつてうれしいね。みんなのころから、へいわがうまれるんだね。

せんそうはおそろしい。「ドドーン、ドカーン。」ばくたんがおちてくるこわいおと。おなががすいて、くるしむことも。かぞくがしんでしまつてなくひとたち。

ああ、ぼくは、へいわなときにうまれてよかったよ。このへいわが、ずつとつづいてほしい。みんなのえがおが、ずつとつづいてほしい。

へいわなぞく。へいわながっこう。へいわなよなくにじま、へいわなおきなわ、へいわなせかい、へいわつてすてきだね。これからも、ずつとへいわがつづくようにぼくも、ぼくのできるころからがんばるよ。